

○練馬区立区民農園条例

平成13年 3 月23日

条例第20号

改正 平成13年10月22日条例第69号
平成13年12月17日条例第77号
平成14年10月21日条例第68号
平成15年10月20日条例第38号
平成15年12月15日条例第50号
平成16年10月18日条例第49号
平成17年12月16日条例第90号
平成18年12月15日条例第75号
平成19年10月22日条例第64号
平成19年12月17日条例第72号
平成20年12月15日条例第47号
平成21年12月14日条例第54号
平成22年 3 月15日条例第11号
平成23年 3 月14日条例第 8 号
平成23年10月17日条例第32号
平成25年 6 月28日条例第44号
平成25年10月17日条例第54号
平成26年10月20日条例第38号
平成27年10月19日条例第56号
平成28年10月17日条例第58号
平成29年 3 月16日条例第10号
平成29年 6 月23日条例第19号
平成29年10月16日条例第35号
平成30年10月18日条例第38号
令和元年10月15日条例第33号
令和 2 年10月19日条例第40号

注 平成17年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、余暇活動の場としての練馬区立区民農園（以下「区民農園」という。）の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、農業に対する区民の理解を深め、もって都市農業の振興を図ることを目的とする。

(名称および位置)

第2条 区民農園の名称および位置は、別表のとおりとする。

(施設内容)

第3条 区民農園の施設内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 一定面積で区画された貸出農地
- (2) 農機具収納庫
- (3) 給排水施設
- (4) 休憩施設（練馬区立西大泉区民農園、練馬区立旭町区民農園、練馬区立南大泉区民農園、練馬区立谷原東区民農園および練馬区立谷原西区民農園に限る。）
- (5) 広場（練馬区立西大泉区民農園、練馬区立旭町区民農園、練馬区立南大泉区民農園、練馬区立谷原東区民農園および練馬区立谷原西区民農園に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(令元条例33・一部改正)

(利用単位)

第4条 区民農園の利用は、練馬区の区域内に住所を有する者で構成される世帯を単位とする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第5条 区民農園の利用期間は、2年の範囲内で練馬区規則（以下「規則」という。）で定める。

(利用日および利用時間)

第6条 区民農園は、年間を通じて利用することができるものとする。ただし、

区長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園日を定めることができる。

2 区民農園の利用時間は、規則で定める。

(利用手続等)

第7条 区民農園を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第8条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

(1) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(貸出区画)

第9条 区民農園の貸出農地の区画は、別表の左欄に掲げる区民農園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる区画とする。

2 区民農園を利用する者(以下「利用者」という。)に貸し出す農地の区画は、1区画とする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、複数の農地の区画を貸し出すことができる。

(1) 利用者が現に利用している区民農園に、利用されていない区画があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(平17条例90・令元条例33・一部改正)

(使用料)

第10条 利用者は、規則で定めるところにより、貸出農地1区画につき、つぎの各号に掲げる区画の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。

(1) おおむね15平方メートルの区画 月額400円

(2) おおむね20平方メートルの区画 月額1,100円

(3) おおむね30平方メートルの区画 月額1,600円

(令元条例33・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 区長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、または免除することができる。

(利用承認の取消し等)

第12条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により区民農園の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(禁止行為)

第13条 利用者は、つぎの行為をしてはならない。

- (1) 区民農園を損傷し、または汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、または工作物を設置すること。
- (3) 定められた場所以外で火気を使用すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、区民農園の管理上支障があると認められる行為

(令元条例33・一部改正)

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、区民農園の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、区民農園の利用に際し、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると

認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年3月1日から施行する。ただし、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条および第18条の規定は、平成13年11月1日から施行する。

付 則 (平成13年10月条例第69号)

この条例は、平成14年3月1日から施行する。

付 則 (平成13年12月条例第77号)

この条例は、平成14年3月1日から施行する。

付 則 (平成14年10月条例第68号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

付 則 (平成15年10月条例第38号)

この条例は、平成16年2月1日から施行する。ただし、別表に練馬区立中村南一丁目区民農園の項を加える改正規定は、平成16年3月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月条例第50号)

この条例は、平成16年2月1日から施行する。

付 則 (平成16年10月条例第49号)

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

付 則 (平成17年12月条例第90号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、別表練馬区立向山一丁目区民農園の項を削る改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則 (平成18年12月条例第75号)

この条例は、平成19年3月1日から施行する。

付 則 (平成19年10月条例第64号)

この条例は、平成20年3月1日から施行する。

付 則 (平成19年12月条例第72号)

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則（平成20年12月条例第47号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

付 則（平成21年12月条例第54号）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

付 則（平成22年3月条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月条例第8号）

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成23年10月条例第32号）

この条例は、平成24年2月1日から施行する。ただし、別表に練馬区立大泉学園町一丁目区民農園の項を加える改正規定は、平成24年3月1日から施行する。

付 則（平成25年6月条例第44号）

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

付 則（平成25年10月条例第54号）

この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、別表に練馬区立田柄二丁目区民農園の項を加える改正規定は、平成26年3月1日から施行する。

付 則（平成26年10月条例第38号）

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

付 則（平成27年10月条例第56号）

この条例は、平成28年2月1日から施行する。

付 則（平成28年10月条例第58号）

この条例は、平成29年2月1日から施行する。ただし、別表練馬区立向山四丁目区民農園の項を削る改正規定は、平成29年3月1日から施行する。

付 則（平成29年3月条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年6月条例第19号）

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

付 則（平成29年10月条例第35号）

この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表練馬区立石神井町

六丁目区民農園の項および練馬区立上石神井二丁目区民農園の項を削る改正規定は、平成30年2月1日から施行する。

付 則（平成30年10月条例第38号）

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

付 則（令和元年10月条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年2月1日から施行する。

（練馬区市民農園条例の廃止）

2 練馬区市民農園条例（平成4年3月練馬区条例第20号）は、廃止する。

付 則（令和2年10月条例第40号）

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第2条、第9条関係）

（令元条例33・全改、令2条例40・一部改正）

名称	位置	貸出農地の区画
練馬区立田柄一丁目区民農園	東京都練馬区田柄一丁目16番	おおむね15平方メートルの区画
練馬区立西大泉二丁目区民農園	東京都練馬区西大泉二丁目8番	
練馬区立関町南三丁目区民農園	東京都練馬区関町南三丁目4番および7番	
練馬区立大泉学園町四丁目区民農園	東京都練馬区大泉学園町四丁目26番	
練馬区立南大泉やまぶし区民農園	東京都練馬区南大泉五丁目8番および西大泉一丁目11番	
練馬区立関町南三丁目第二区民農園	東京都練馬区関町南三丁目30番	
練馬区立中村南一丁目区民農園	東京都練馬区中村南一丁目2番	
練馬区立春日町二丁目区民農園	東京都練馬区春日町二丁目31番	

練馬区立高松三丁目区民農園	東京都練馬区高松三丁目11番	
練馬区立田柄二丁目区民農園	東京都練馬区田柄二丁目38番	
練馬区立高野台三丁目区民農園	東京都練馬区高野台三丁目28番	
練馬区立高松一丁目区民農園	東京都練馬区高松一丁目35番	
練馬区立羽沢三丁目区民農園	東京都練馬区羽沢三丁目37番	
練馬区立上石神井三丁目区民農園	東京都練馬区上石神井三丁目2番	
練馬区立向山二丁目区民農園	東京都練馬区向山二丁目16番	
練馬区立南田中四丁目区民農園	東京都練馬区南田中四丁目12番および14番	
練馬区立南大泉三丁目区民農園	東京都練馬区南大泉三丁目30番	
練馬区立東大泉一丁目区民農園	東京都練馬区東大泉一丁目1番	
練馬区立高松一丁目第二区民農園	東京都練馬区高松一丁目35番	
練馬区立向山四丁目区民農園	東京都練馬区向山四丁目29番	
練馬区立石神井台二丁目区民農園	東京都練馬区石神井台二丁目19番	
練馬区立西大泉区民農園	東京都練馬区西大泉四丁目3番8号	おおむね 20平方メ ートルの 区画、お おむね30 平方メー トルの区 画
練馬区立旭町区民農園	東京都練馬区旭町一丁目12番12号	
練馬区立南大泉区民農園	東京都練馬区南大泉四丁目30番7号	
練馬区立谷原東区民農園	東京都練馬区谷原一丁目21番27号	
練馬区立谷原西区民農園	東京都練馬区谷原六丁目1番22号	